平成２８年１月

※この文書は**イメージ**です。内容は変えずにレイアウトなど見易いよう工夫してください。

県民のみなさまへ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　三重県戦略企画部広聴広報課

**「ｅ－モニター」制度のご案内とお願い**

三重県では、インターネットを利用した電子アンケート「ｅ－モニターアンケート」を運用しています。

この「ｅ－モニター」制度は、県のさまざまな事業について、県民の皆さんのご意見をお聴きし、業務の参考にしていこうとするものです。

現在、約1,200人の方にご登録いただいておりますが、このたび、平成２８年度モニターの新規募集を行うため、県内選挙人名簿から無作為に抽出した方にご案内させていただきました。

ご自宅などでインターネットをお使いの方は、ぜひご参加いただきますようお願いいたします。

なお、e-モニターへの登録を希望されない方は、返信・返送いただく必要はありませんので、お手数ですがこのご案内は破棄していただきますようお願いいたします。

また、昨年度も同様のご案内をしており、今回のご案内と送付先が重複しないように十分注意しているところですが、万が一重複して送付された場合にはご容赦くださいますようお願いいたします。

**「ｅ－モニター」制度の概要と申込方法について**（詳細は裏面三重県ｅ－モニター設置要綱をご覧ください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **内容** | 県が不定期（毎月１～２回程度）にお願いするアンケートに、インターネット画面（携帯電話不可（スマートフォンは可））から回答していただきます。  スマートフォンの方はコチラ  からHPをご覧ください。  アンケートは１０分前後で回答できる簡単なものです。  これまでのアンケートについてはコチラ  QRｺｰﾄﾞ  《e-モニターアンケートホームページ》  　（アドレス）　<http://www.e-kocho.pref.mie.jp/monitor/?a=top;enquete> | |
| **任期** | 平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで１年間（平成２８年度モニター）  ただし、お申し出のない場合２回まで（最大３年間）自動更新します。 | |
| **応募要件** | ◎三重県内に在住する２０歳以上の方  ◎インターネット接続環境があり、インターネットメールアドレスをお持ちの方  ◎以下の方は応募できません   * 三重県職員（ただし教員は除きます） * ご本人またはご家族の方が、すでにｅ－モニターの登録をされている方 * 三重県からのインターネットメール（[e-kocho@pref.mie.jp](mailto:e-kocho@pref.mie.jp)）を受信できない方 | |
| **応募方法** | １ 下記のアドレス（電子申請システム）からお申し込み  ２ 登録申込用紙を同封の返信用封筒（切手不要）にて郵送でお申し込み  １・２のいずれかの方法でお申し込みください。 | |
| スマートフォンの方はコチラから  申しこんでください。  QRｺｰﾄﾞ  ※正式なURLは後日お知らせします。QRｺｰﾄﾞは、請負者側で作成してください。 | |
| **申込締切** | 平成２８年２月２９日（月）２３時５９分まで（郵送は当日消印有効） |
| **通知** | 原則、お申し込みいただいたすべての方に、登録いただいたメールアドレスあて、  アンケート回答のためのＩＤとパスワードを電子メールにて送信いたします（３月末から４月はじめ頃）。 |

**お申込先　　三重県＞電子申請＞受付＞●●**

<https://www.shinsei.pref.mie.lg.jp/uketsuke/dform.do?acs=moni>

【問合せ先】　　三重県戦略企画部　広聴広報課　県民の声相談班　（担当：鈴木）

（TEL）059-224-2647（FAX）059-224-3009（e-メール）[e-kocho@pref.mie.jp](mailto:e-kocho@pref.mie.jp)

**三重県ｅ－モニター設置要綱**

**（設置の目的）**

１　インターネットを活用して県民の意識傾向及び県民ニーズを把握するとともに、県民の県政参画を進めるため、ｅ－モニターを設置する。

**（責　務）**

２　ｅ－モニターは、県から依頼を受けたアンケートに誠実に回答することを責務とする。

**（任　期）**

**３**ｅ－モニターの任期は、登録日から翌年３月３１日までとし、年度末時点において、ｅ－モニターから退会の申し出がない限り翌年度も引き続きｅ－モニターを継続するものとみなし、２回を限度（最大３年間）に更新可能とする。（ただし、５(1)および(3)に規定する場合を除く。）

**（ｅ－モニター要件）**

４　ｅ－モニターとは、県が選挙人名簿から無作為に抽出した者のうち、次の要件をすべて満たす者とする。

（１）三重県内に在住する２０歳以上の者

（２）三重県職員でない者（ただし教員は除く）

（３）ｅ－モニターの責務を誠実に行う意欲のある者

**（退　会）**

５　ｅ－モニターが、次のいずれかに該当したときは、ｅ－モニターとしての資格を失う。

（１）前項に規定する要件に該当しなくなったとき

（２）ｅ－モニター本人から県に退会の申し出があったとき

（３）年度末時点で、当該年度に実施したアンケートに一度も回答を行わず、県からの継続意思確認の通知に対して、定められた期限までに連絡がないとき

**（個人情報等の保護）**

６　ｅ－モニターの登録申込時に収集された個人情報及びアンケートの回答内容等の情報については、県政への反映のための集計・分析、県からe-モニターへの事務連絡などの送付時に使用するものとし、それ以外の目的には使用しない。

また、三重県個人情報保護条例に基づき適切に取り扱われるものとする。

**（アンケート回答結果の処理・公表）**

７　ｅ－モニターから回答されたアンケートの結果は次のとおり取り扱うものとする。

（１）県は、アンケートの回答結果内容を真摯に受け止め、県政に活用、または参考資料とする。

（２）県は、回答結果の概要と結果の評価（または受け止め方、考え方）を三重県ホームページ上にて公表する。

（３）県は、原則として、ｅ－モニターに対して個別の回答は行わない。

**（実費弁償等）**

８　ｅ－モニターのインターネット環境の維持にかかる費用について県は負担しない。

ただし、通信費相当分として、年度末時点におけるポイント数に応じ、次のとおりギフト券を進呈する。

（１）５ポイント（１回アンケートに回答する毎に１ポイント獲得）につき５００円分のギフト券を進呈する。

（２）５の倍数に満たない端数のポイントは、ｅ－モニター更新者のみ翌年度に繰り越すものとする。なお、繰り越しは最大２回までとする。

（３）任期途中で退会した場合は、５の倍数だけ獲得した分のギフト券を進呈し、端数のポイントは消滅するものとする。

**（ｅ－モニターに関する制度の内容変更・一時中断・停止・中止）**

９　県は、ｅ－モニターの承諾なしに、ｅ－モニター制度についての一部若しくは全ての変更、一時中断、停止、中止を行う場合がある。その場合は、県はｅ－モニターに事前に告知する。

　ただし、事前に告知するいとまがない場合には、制度の変更等を実施後すみやかに告知するものとする。

**（庶務）**

10　ｅ－モニターに関する事務は、三重県戦略企画部広聴広報課において処理する。

**（その他）**

11　この要綱に定めるもののほか、ｅ－モニターの設置、運営について必要な事項は別に定める。

附　　則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成19年 8月31日から施行する。

この要綱は、平成24年 4月 2日から施行する。

この要綱は、平成24年12月 3日から施行する。